令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:波佐見町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.4 %
全職員	89.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

Pa lantai Han	
役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	94.1 %
本庁課長補佐相当職	92.2 %
本庁係長相当職	97.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	— %
31~35年	103.2 %
26~30年	97.3 %
21~25年	94.0 %
16~20年	103.5 %
11~15年	92.5 %
6~10年	110.5 %
1~5年	80.0 %

【説明欄】

〈対象者〉

・令和6年度中に在籍している職員

〈男女の差異の主な理由〉

- ・扶養手当や住居手当等について、ほとんどの場合男性が世帯主であり、男性職員による受給が 多くなっているため。
- ・管理職手当について、男性の管理職登用が多いため。

※局長・次長相当職及び勤続年数36年以上について、対象職員に女性がいないため比較不可

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。